

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月14日
【会社名】	パス株式会社
【英訳名】	PATH corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 堀 主知ロバート
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前六丁目17番11号
【電話番号】	03-6823-6664（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 牧野 正幸
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前六丁目17番11号
【電話番号】	03-6823-6664（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 牧野 正幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	（第11回新株予約権） その他の者に対する割当 15,960,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 1,821,960,000円 （注） 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年4月21日付をもって提出した有価証券届出書及び2021年4月26日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に変更が生じたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権証券）

(2) 新株予約権の内容等

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

2 株券等の譲渡制限

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権証券）】

（2）【新株予約権の内容等】

<訂正前>

（前略）	（前略）
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はないものの、本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付される予定である。当社は、その譲渡前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認後に、その内容を開示するものとする。
（後略）	（後略）

<訂正後>

（前略）	（前略）
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はないものの、本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付される予定である。当社は、その譲渡前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認後に、その内容を開示するものとする。 <u>ただし、当社と割当予定先との間で本新株予約権の割当てに関して本買取契約と別途締結した新株予約権投資契約書に基づき、割当予定先又は割当予定先の関連会社であるハヤテインベストメント株式会社（以下、両社を総称して「ハヤテグループ」という。）がその一部又は全部の出資を成す法人等（組合、投資信託を含む。）、ハヤテグループの役員、ハヤテグループの役員がその一部又は全部の出資を成す法人等（組合、投資信託を含む。）（以下、 から までを総称して「事前承諾先」という。）の間の譲渡については、当社は予めこれを承諾するものとする。</u>
（後略）	（後略）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

<訂正前>

（前略）

e．株券等の保有方針

HM社においては、その本新株予約権は基本的に行使を前提としており、その行使により取得する当社普通株式について、継続保有及び預託に関する取決めはなく、HM社が、適宜判断の上、比較的短期間で市場売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

（後略）

<訂正後>

（前略）

e．株券等の保有方針

HM社においては、その本新株予約権は基本的に行使を前提としており、その行使により取得する当社普通株式について、継続保有及び預託に関する取決めはなく、HM社が、適宜判断の上、比較的短期間で市場売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であること、また、HM社が本新株予約権を事前承諾先に譲渡する場合にも事前承諾先において同様の保有方針とすることを口頭にて確認しております。

（後略）

2【株券等の譲渡制限】

<訂正前>

本新株予約権は、会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付される予定であります。当社は、その譲渡前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認後に、その内容を開示するものいたします。

<訂正後>

本新株予約権は、会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要する旨の制限が付されております。当社は、その譲渡前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認後に、その内容を開示するものいたします。ただし、割当日において当社と割当予定先との間で本新株予約権の割当てに関して本買取契約と別途締結した新株予約権投資契約書に基づき、事前承諾先との間の譲渡については、当社は予めこれを承諾するものとしております。

(注) 現時点で事前承諾先に該当するものと認識している法人等は以下のとおりとなります。

・HM社(割当予定先)

・ハヤテインベストメント株式会社(割当予定先の関連会社)

・Hayate Japan Unit Trust(ハヤテインベストメント株式会社が運用助言する外国投資信託)

また、杉原氏及びHM社の代表者である鈴木智之氏を役職員として認識しております。

なお、HM社から上記以外の者に対して本新株予約権を譲渡したい旨の申し出があった場合には、投資契約書に基づき確認を行うことが予定されており、また、当該譲渡先と当社との間で所定の合意が成立することが譲渡の条件とされておりますため、当該申し出の時点で改めて当社において譲渡先の属性等につき確認することを予定しております。